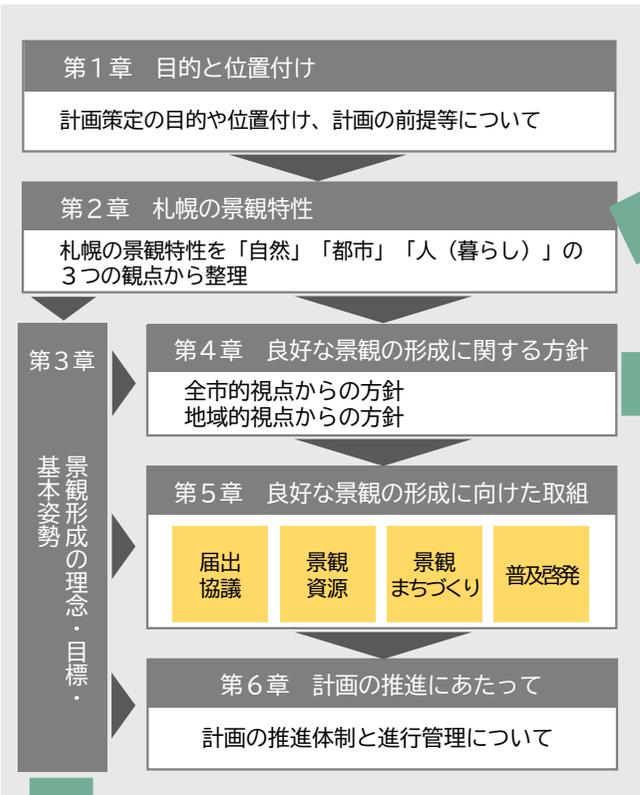




## 3 現計画について

### < 計画の構成 >



### 第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

**理念**  
「自然」や「都市」だけでなく、「人」の活動も景観を構成する要素として幅広くとらえ、市民・事業者・行政等が手を携え、美しい札幌の景観を創り上げていきます。

**北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる**

**目標**  
1. 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり  
2. 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり  
3. 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

**基本姿勢**  
ア 自然を守り、生かす    イ 地域の個性を見だし、伸ばす  
エ 歴史を踏まえ、受け継ぐ    オ みんなが取り組み、広げる  
ウ 札幌の「顔」を創り、磨く    カ 行政は率先し、支える

### 第2章 札幌の景観特性

**2-1 自然**

- 四季の変化が鮮明
- 世界の大都市に類をみない積雪の多さ
- 豊かな自然と市街地が近接など

**2-2 都市**

- 北海道開拓の拠点として整備された都心部
- 都市化の進展に応じて整備・拡大された市街地など

**2-3 人(暮らし)**

- 多様な文化を受け入れる寛容さと新しいことに挑戦する進取の気風を持つ市民性
- 四季折々の魅力的なイベントやスポーツ など

### 第4章 良好な景観の形成に関する方針

**自然** 自然的特性を踏まえた景観形成の方針 全市

<気候等>

- 四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。
- 特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。

<地形>

- 札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。(山地、丘陵地、扇状地、平地)
- 特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。

<水とみどり>

- 骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視し、連続性のある景観形成を図ります。
- 特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 など



方針附図

**都市** 市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針 全市

<都心>【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】

- 骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。
- 人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。

<拠点>【各拠点の特性を生かした景観形成】

□地域交流拠点

- 多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 など

□高次機能交流拠点

- 各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。

<複合型高度利用市街地> 【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】

- 集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。

<一般住宅地>【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】

- 地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。

<郊外住宅地>【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】

- 閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着もてる景観形成を図ります。

<工業地・流通業務地>【周辺市街地と調和した景観形成】

- 緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。

<幹線道路等の沿道>【連続性のある道路景観の形成】

- 骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。 など

<市街地の外>【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】

- 良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。
- 高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。

**暮らし** 歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針 全市

<歴史>

- 歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。
- 格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。
- れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

<文化・暮らし>

- 深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。
- 市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。
- 住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。 など

**景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針** 地域

- 景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域など、個別に景観に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点から定めた方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。

## 4 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果

札幌市景観計画では、良好な景観の形成に向けた取組を、「届出・協議による景観誘導」、「景観資源の保全・活用」、「地域ごとの景観まちづくりの推進」、「景観形成に関する普及啓発」の4つの柱に整理し、展開

### 「届出・協議による景観誘導」

建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議するもので、景観誘導の最も基本的な取組

【届出】大規模な建築物の新築など届出対象となる行為を行う場合、工事着手30日前までに届出。届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導

#### □届出対象・規模

##### <景観計画区域>

建築物等の新築(工作物にあっては新設)、増築、改築、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更で以下の届出対象規模に該当するもの(増築の取り扱いあり)

- ・ 建築物で延べ面積が10,000㎡(札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては5,000㎡)を超えるもの
- ・ 建築物で一定の高さを超えるもの(高度地区の有無、種類に応じて設定)
- ・ 建築物で壁面の長さが50mを超えるもの(高さが10mを超えるものに限る。)
- ・ 擁壁又は橋りょう等を除く工作物で、築造面積が2,000㎡を超えるもの又は高さが31mを超えるもの
- ・ 擁壁等で延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの
- ・ 橋りょう・高架道路・高架鉄道等で、橋長又は延長が50mを超えるもの

##### <景観計画重点区域>

- ・ 建築物等の新築(工作物にあっては新設)、増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更(規模に関わらず届出が必要)
- ・ 広告物の表示・変更等

##### <景観まちづくり推進区域>

- ・ 後述する景観まちづくり指針が対象とする区域内で、指針で定める届出対象行為を行おうとする場合等

【景観プレ・アドバイス】計画の早い段階から専門家(景観アドバイス部会)が関与する協議

- ・ 都市計画の決定等を伴う大規模開発では、都市計画審議会に付議する前(構想段階)と行為に着手する前(設計段階)の2回
- ・ 景観計画重点区域内での大規模開発や景観重要建造物等の周辺での開発の際には、行為に着手する前(設計段階)の1回

主な取組	短期的な取組(おおむね5年)	中・長期的な取組
①景観上優れたものへの誘導方策の充実	・ 景観プレ・アドバイスの導入 ・ 届出・協議に活用できる資料等の充実 ・ 市有建築物等に係る協議等の充実	・ 景観プレ・アドバイスの運用 ・ 市有建築物等に係る協議等の充実
②届出対象の見直し	・ 届出対象の追加・除外	

### 主な成果(短期的な取組)

- ・ 届出・協議による景観誘導を継続している。
- ・ 景観プレ・アドバイスを導入した。構想段階を8回、設計段階を32回、合計40回を実施(令和6年3月現在)

### 「景観資源の保全・活用」

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣など良好な景観を形成するための大切な景観資源の保全・活用に向けた取組

【景観資源の指定・登録】景観資源を指定・登録し、現状変更により一定の制限を設けることや、周知を通じた関心の喚起などにより保全・活用を推進

#### <景観重要建造物・景観重要樹木>(法:指定)

建造物・樹木が対象。指定された建造物等は現状変更にあたって市の許可が必要。市の助成対象(指定実績:日本福音ルーテル教会など計3件:R6.3時点)(景観重要樹木の指定実績はなし)

#### <札幌景観資産>(条例:指定)

建築物、工作物、樹木その他の物が対象。指定された資産は現状変更にあたって市に届出が必要。市の助成対象(指定実績:日本食品製造合資会社旧工場など計27件:R6.3時点)

#### <活用促進景観資源(景観の種)>(条例:登録)

建築物、工作物、樹木、区域その他のもの(活動を含む)が対象。現状変更にあたって市に届出等不要。市の助成対象外(登録実績:屯田ポプラ通りなど計8件・R6.3時点)

【景観重要建造物等助成金】景観資源の維持保全に要する経費の一部を助成

- ・ 外観の修繕、構造耐力上主要な部分の工事、活用のための用途変更に伴う内装工事、中長期的な修繕計画の作成などが対象
- ・ 助成額は、助成対象経費の2分の1以内、かつ、500万円が限度

主な取組	短期的な取組(おおむね5年)	中・長期的な取組
①景観資源の指定等に関する体系の再整理	・ 景観上の価値のとらえ方の拡大 ・ 新たな視点を加えた景観資源の調査 ・ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け	・ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け
②景観資源の保全・活用への多様な支援	・ 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成 ・ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進 ・ 関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討	・ 関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討
③多様な主体による景観資源の共有	・ 保全・活用を促す多様な情報発信	・ 保全・活用を促す多様な情報発信 ・ 市民や事業者等の多様な関与の促進

### 主な成果(短期的な取組)

- ・ 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定に加え、周知を主眼とし景観資源をゆるやかに位置づける活用促進景観資源の登録制度(景観の種)を導入した。
- ・ 建築物以外の登録を推進するなど取組を継続した結果、平成29年2月時点で28件であった指定・登録件数は、令和6年中に52件に増加する見込み。
- ・ 修繕計画の策定など、助成対象を拡大したほか、求めに応じた景観アドバイザーの派遣を行うなど、支援を拡充した。

## 4 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果

札幌市景観計画では、良好な景観の形成に向けた取組を、「届出・協議による景観誘導」、「景観資源の保全・活用」、「地域ごとの景観まちづくりの推進」、「景観形成に関する普及啓発」の4つの柱に整理し展開

### 「地域ごとの景観まちづくりの推進」

地域住民等が主体的に関わりながら、地域ごとの魅力的な景観の形成を目指す取組

【景観まちづくり指針】 地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針を策定し、届出による景観誘導や地域主体の活動を推進

- 指針には、「景観形成の目標」や「良好な景観の形成のための基準」「届出の対象」「地域住民等が主体的に行う活動」などを定めることができる。
- 指針の策定に当たっては地域住民等と協議をするほか、指針案は地域住民等と協働で作成するよう努めるなど、広く地域住民が関わりながら指針を策定
- 景観まちづくり指針の策定実績：モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区や新さっぽろ駅周辺地区など計7地区

【景観まちづくり助成金】 良好な景観の形成に寄与する活動経費の一部を助成

- 助成額は、定額助成は5万円、定率助成は助成対象経費の合計の3分の2以内、かつ30万円が限度

主な取組	短期的な取組(おおむね5年)	中・長期的な取組
①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地区の取組推進と他の地区への展開</li> <li>取組事例の情報発信</li> <li>重点区域の見直し検討と重点区域等の指定を検討</li> <li>多様な分野との連携等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の地区への展開</li> <li>取組事例の情報発信</li> <li>重点区域の見直し検討と重点区域等の指定を検討</li> <li>多様な分野との連携等</li> </ul>
②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり指針の制度化</li> <li>助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討</li> </ul>	—

### 主な成果(短期的な取組)

- 景観まちづくり指針を制度化し、市内複数の地域で景観まちづくりの取組を実施した。
- 一部の地区では、市街化調整区域の保全と活用の方針に基づく限定的な土地利用の許容と、景観まちづくり指針を連携する取組を実施するなど、他制度との連携を推進した。

### 「景観形成に関する普及啓発」

良好な景観に向けた取組を広げ、市民・事業者等の関心を高めるため、多様な取組を実施

主な取組	短期的な取組(おおむね5年)	中・長期的な取組
①景観に関する教育と体験の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの景観教育</li> <li>市民等との協働による普及啓発の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの景観教育</li> <li>市民等との協働による普及啓発の取組</li> </ul>
②多様で効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすく多様な情報発信</li> <li>多様な情報発信ツールの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすく多様な情報発信</li> <li>多様な情報発信ツールの活用</li> </ul>
③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援</li> <li>人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討</li> <li>新たな表彰制度の検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援</li> <li>人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討</li> <li>新たな表彰制度の件討・実施</li> </ul>

### 主な成果(短期的な取組)

- 平成19年より実施している「ミニまち」を活用した子どもへの景観教育を引き続き実施し、景観に関する理解を深めた。
- 市民団体と連携したイベントの開催や景観担当職員が関連する取組に参加するなど、市民等との協働による普及啓発の取り組みを行った。
- 市民・事業者等が自発的に行う取組に、景観アドバイザーの派遣や景観まちづくり助成金の交付などの支援を行った。

## 5 札幌市景観計画改定の経緯

景観計画の計画期間は20年(令和17年まで)だが、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更に伴い、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には適宜計画を見直すこととしている。

- 現計画策定から、7年経過。中長期的な取組を進めていく時期だが、計画策定時から大規模な開発が進むなど、計画の前提としていたまちの姿・状況が変化
- 令和4年から令和5年にかけて市の最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが策定され、戦略編に眺望景観に関する取組が位置づけられた。
- また、第2次札幌市都市計画マスタープランの改定に向けた取組が進められるなど、適合・連携を図る関連計画の変更が見込まれている。

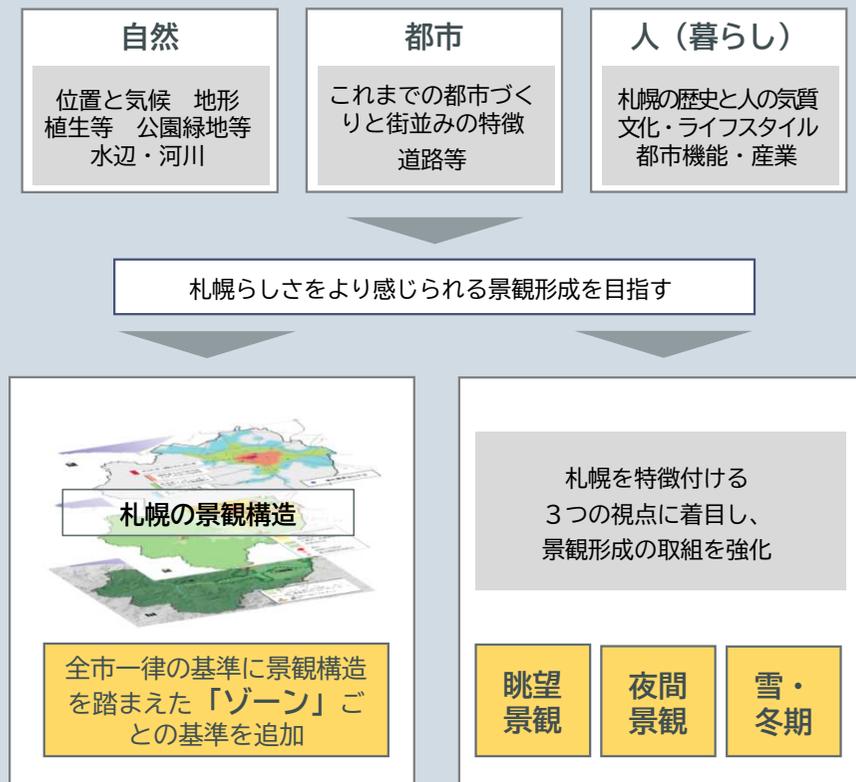
将来展望の変化に対応するよう、景観計画を見直すこととし、施策の充実を図ることとした。

## 6 改定の方向性について

現計画では、各施策を推進するための仕組みづくりや制度化を行った。計画の改定にあたっては、現計画の制度の骨格を生かしつつ、上位計画や関連計画との整合を図るとともに、景観構造を読み解き、札幌の魅力的な景観形成を図るための施策を検討する。また、これまでの取組から見えてきた課題に応じた施策の充実を図る。

### ■新たな視点を踏まえた施策の検討

現計画では、札幌の景観特性を「自然」「都市」「人(暮らし)」の3つの観点から整理した。改定計画では、本市のまちづくりの方向性なども踏まえつつ、景観構造を明確化し、新たな視点も加えて、景観形成の方針、基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌らしさをより感じられる景観形成を目指す。



- 景観特性から札幌の景観構造を把握  
(必要に応じ、景観特性の観点の再整理(再構成))
- 新たな視点から札幌の景観の特徴を整理
- 景観形成の方針や基準への反映、施策の拡充を検討

### ■これまで取組から見えてきた課題等への対応

現計画に基づく取組を進めるなかで、各施策の運用面での課題が見えてきたことから、改定計画では、これらの課題やその対応方法の検証を進め、手法の再整理や、内容の強化を検討し、施策の充実を図る。

<課題と考えられること> ※現時点の内容であり、今後の検討の中でさらに追加等をしていく

#### 届出協議による景観誘導

- 景観ブレ・アドバイスの対象や、円滑に協議を進め、実効性を高めるための運用方法の再整理
- 各事業者が、計画検討時点で考え方や基準を踏まえて検討を進められるようなわかりやすい制度内容の提示(各種ガイドラインの内容整理や統合を含む)

#### 景観資源の保全・活用

- 指定制度と登録制度の再整理
- 眺望、並木、建物群等新たな資源の位置付けの整理
- 市民の興味関心の向上につながる仕掛け(景観まちづくりとの連動等)の検討
- 効果的な補助の仕組みや運用方法の再整理

#### 地域ごとの景観まちづくりの推進

- 地域が目指す目標により、景観まちづくり指針のほか、様々な手法の選択肢を提示できることが必要
- 取組の継続に向けた担い手づくりや仕組みの構築

#### 景観形成に関する普及啓発

- 景観整備機構など関係団体等と連携した継続的な普及啓発の仕組みづくり
- 事例紹介や動機付けを目的とした表彰などの制度の検討
- 継続的な情報発信をする仕組みや体制の構築

新たに強化する分野

#### 公共施設について

#### 広告物について

#### 色について

## 6 改定の方向性について

### ゾーンごとの景観

全市一律ではなく、場所の特徴に応じたきめ細やかな景観誘導を図る

#### 現状

- 現行の札幌市景観計画で定めている景観計画区域における景観形成基準(景観法で定める事項とされている「良好な景観の形成のための行為の制限」)は、市内全域で一律の基準としている。
- 景観計画重点区域や景観まちづくり指針を定め、基準を上乗せしている地区もあるが、これらの対象区域は限定的である。
- このため、大半の届出・協議では、全市の場所の特性に応じた具体的な配慮内容などは、個別に判断が必要な状況である。(例えば、都心部と山地では景観特性が異なるため、配慮の方法が異なる等)

#### 課題

- 景観形成に取り組む市・事業者・市民などの関係者が、同じ方向性で取組を進めていくためには、一定の特性を持つまとまり(ゾーン)ごとに目指す姿を共有していくことが大切
- そのためには、地形や自然など地域ごとの特徴を踏まえたゾーン別の誘導(必要に応じ都心部や地域交流拠点、住宅地などの土地の利用のされ方も考慮)の方向性を整理する必要がある。

#### これまでの景観審議会との意見交換から

- ゾーンに分けながらも、そこで豊かな景観形成に資するような基準のあり方とするには、現行の基準を細分化するだけでは対応が難しいと考えられることから慎重な検討を要す。
- 主要な交通路の景観誘導についても議論されることが望ましい。
- これまでの計画やガイドラインなどの考え方も改めて参考にし、活用するとよいのでは。

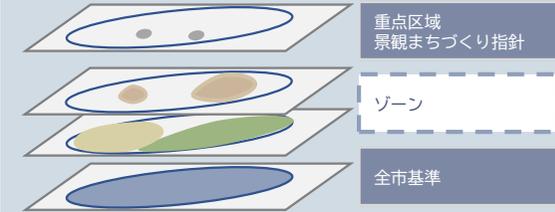
#### 検討の方向

##### ■ゾーン設定の検討と特徴の整理

- ゾーンを構成する景観要素の組み合わせの検討
- ゾーンの設定と特徴の整理

##### ■誘導の方向性の検討

- ゾーンに応じた目指す方向性の整理
- 方針への反映
- 基準への反映や施策の検討



### 眺望景観

特色ある眺望景観の創出に向けた誘導を図る

#### 現状

- 現行の景観計画では、景観計画区域内における景観形成基準の一つとして、山並みやシンボルとなる建築物など景観を特徴づける要素(ランドマーク等)への見通しに配慮することを掲げているが、何がランドマーク等にあたるのか、どの場所を主要な視点場と捉えるのかについて具体的に規定していない。
- 都心部においては高度な機能集積が求められており、それに合わせるべく建築物の高層化が今後より一層進むことが見込まれ、本市としては機能・公共貢献に見合った緩和を行うなど、高層化を許容していく方向である。
- 景観資源になりえるが、登録されていない。

#### 課題

- 特に配慮が必要な視点場と視対象を明確にするとともに、景観誘導の方向性を整理する必要がある。
- 市街地の背景となる山並みと都心部の高層化の調和をどのように図っていくか、在り方を整理する必要がある。
- 眺望を景観資源としてとらえた、周知や活用(活用促進景観資源としての在り方)などを整理していく必要がある。

#### これまでの景観審議会との意見交換から

- 特に配慮が必要な眺望景観が何かを議論してから、施策として取り組むことを決めるとよいのでは。
- 都心部でも、例えば、主要な軸の交点などでは高さに応じたデザインコントロールの手続きを設けるなど、制約と開発を両立させる場所の特性を踏まえた方法があるのでは。
- 都心では高さにも言及していく必要があるのでは。
- 大通公園などのオープンスペースの日照を確保するために、高さについては慎重な議論が必要
- 眺望を景観資源として取り上げるため、引き続き検討を深めてもらいたい。

#### 検討の方向

##### ■眺望景観の特徴を整理

- 特徴的な視点場・視対象の設定
- 眺望のタイプの整理

##### ■誘導の方向性の検討

- 眺望のタイプに応じた目指す方向性の整理
  - 方針への反映
  - 基準への反映や施策の検討
- 例えば 見通し景→眺望景観を創出する誘導策  
見下ろし景→その価値を普及啓発

## 6 改定の方向性について

### 夜間景観

高い評価を得ている本市の夜間景観を、さらに魅力的にしていけるため取組を強化

#### 現状

- 本市は日本新三大夜景都市に選ばれ、高い評価を得ている。
- 景観プレ・アドバイスでは、建築物の内部からガラス面を通して漏れ出る光が通りの景観にもたらす影響や効果などを考慮するよう言及されている。
- 景観計画区域における景観形成基準に「照明」の項目を、一部の景観計画重点区域においては、夜間景観に関する基準を設けている。
- 山のように標高の高い位置から市街地を望む夜景では、グリッド構造などの特徴を視認でき、「札幌らしさ」を感じることができると考えられる。

#### 課題

- 夜景に対する高い評価を維持・強化することが重要
- 景観計画区域における景観形成基準に「照明」に関する項目はあるが、今後誘導を強化するために夜間景観を構成する要素への言及も必要と考えられる。

#### これまでの景観審議会との意見交換から

- 照明は、イルミネーションなどでも使われる。単体で見た時には良いものであっても、通りとして見た時には景観上好ましくないことがあり、コントロールが重要
- 夜間景観など、魅力を高める取組については、基準化とは別の施策も検討が必要ではないか。

#### 検討の方向

##### ■夜間景観の景観特性を整理

##### ■誘導の方向性の検討

- 価値創造に向けた取組の方向性の整理
- 方針への反映
- 基準への反映や施策の検討  
例えば ライトアップする対象、色温度の基準化  
創出支援方法、  
公共空間における方向性  
ガイドラインによる誘導の検討など

### 雪・冬期の景観

雪・冬期の景観は、本市の大きな特徴であることを踏まえ、より魅力を高めるため取組を強化

#### 現状

- 現在の札幌市景観計画で示す景観形成の方針では、雪に配慮した景観形成を図ることとしており、景観計画区域における景観形成基準に「雪に配慮する」という項目がある。
- 市民生活において雪はマイナスイメージが強いと考えられる。
- 一方で、雪まつりやホワイトイルミネーションなど札幌ならではのイベントがあり、雪に親しむ人々の活動も見られる。

#### 課題

- 雪のある景観を魅力としてとらえ、他市にはない札幌ならではの景観の創出を図ることが重要
- 景観計画区域における景観形成基準に「雪に配慮する」という項目はあるが、落雪等の対策と冬の快適性を主な視点としており、雪のある景観を創出していく視点がやや弱い。

#### これまでの景観審議会との意見交換から

- 雪がある中でどのように温かみや心地よさを感じる景観をつくっていくかが大切
- 雪から生活を守るだけでなく、雪と親しむ、楽しむ視点からアプローチすることが大切

#### 検討の方向

##### ■雪・冬期の景観特性を整理

##### ■誘導の方向性の検討

- 価値創造に向けた取組の方向性の整理
- 方針への反映
- 基準への反映や施策の検討  
例えば 魅力創出の視点からの基準の拡充  
事例提示による誘導  
創出支援の方法検討など

### 公共施設

公共施設を取組をさらに推進

#### 現状

- 本市の建築物・工作物、道路、河川、都市公園などは更新時期を迎えており、今後建替え・改修等が増加する見込み。
- 現在の札幌市景観計画では、景観重要公共施設に関する事項を定めていない。
- 景観形成基準のほか公共施設用のガイドラインを併用し誘導を図っているが、内容の一部に重複や不整合がある。

#### 課題

- 景観形成に与える影響が大きい公共施設の重要性の共有や考え方の浸透が必要
- 特に重点的に景観誘導を図るべき公共施設がある場合の対応（対象選定・優先順位・誘導手法など）の検討が必要
- 景観形成基準と公共施設用のガイドラインとの内容精査が必要

#### これまでの景観審議会との意見交換から

- 主要交通路の景観誘導の手法の一つに、景観重要公共施設があると考えられる。

#### 検討の方向

##### ■公共施設全体の誘導の方向性や手法の検討

##### ■優先順位や景観重要公共施設の指定方針の検討

- 例えば 景観重要公共施設の在り方や指定の方針の検討 など

## 6 改定の方向性について

<b>広告</b>	新たな表示手法の対応を含め誘導を強化	課 題
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広告物のデザインコントロールに向けた手法の整理が必要</li> <li>• デジタルサイネージの誘導について整理が必要</li> </ul>
<p>【全市(屋外広告物条例)】(道路部局が運用を担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 許可制度による規制・指導を実施。主に、設置基数や大きさなど定量的な規制</li> </ul> <p>【都心部の一部(屋外広告物条例に基づく地区指定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 掲出の位置や低層部以外における板状看板の禁止など、全市よりも厳しい定量的な基準を設けている。</li> </ul> <p>【大通地区(屋外広告物条例に基づく地区指定)+(景観計画重点区域)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 景観形成基準による色など定性的部分の誘導をしたうえで、屋外広告物許可を行う仕組み。デザイン誘導には至っていない。</li> </ul> <p>【デジタルサイネージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 誘導のための基準を設けていない。</li> </ul>		これまでの景観審議会との意見交換から
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 表彰など良いものを評価するとともに周知していく仕組みを検討してはどうか</li> <li>• 総量だけでなくデザインの誘導が必要</li> <li>• デジタルサイネージは総量減に効果がある一方、設置後の内容変更を確認できないためコントロールする手法が必要</li> </ul>

検討の方向
<p><b>■デザインコントロールの方向性や手法の検討</b></p> <p>例えば 屋外広告物条例との連携方法の検討 誘導手法や優先順位の検討 ガイドラインによる誘導の検討 など</p>

<b>色</b>	景観色70色をより使いやすく	課 題
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 色名を付けることによる普及啓発の効果は高いと考えられるが、建築物の外観等の誘導基準と考えた場合、建築現場で広く使用される日本塗装工業会色見本と対応していないことから、事業者等に理解してもらいにくい。</li> <li>• 建築物の外壁色として一般的ではない比較的鮮やかな緑系や青系の色が、大面積で使用できるようになっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 景観形成基準で定める色彩基準では、「札幌の景観色70色」とその近似色を原則使用する色彩の範囲としている。</li> <li>• 色彩の表し方にはマンセル値などがあるが、景観色70色ではマンセル値とともに各色に名称を付けている。</li> </ul>		これまでの景観審議会との意見交換から
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用方法については、十分な周知が必要</li> </ul>

検討の方向
<p><b>■景観色70色は生かしつつ、運用指針の再整理と活用方法の検討</b></p> <p>例えば 限界色票の再検討 色相ごとの使用割合の検討 ガイドラインによる誘導検討 など</p>

## 7 今後のスケジュール(予定)

